鳥取市民体育館再整備事業に係る基本計画策定支援業務について公募型プロポーザルを実施するので次のとおり公告する。

平成29年6月30日

鳥取市長 深 澤 義 彦

1 委託業務の内容

- (1)業務名称:鳥取市民体育館再整備事業に係る基本計画策定支援業務
- (2)業務内容:鳥取市民体育館再整備事業に係る基本計画策定支援
- (3)業務期間:契約締結の日から平成30年1月19日まで
- (4) 上限価格:8,640,000円(消費税及び地方消費税を含む。)
- 2 応募資格

本件公募型プロポーザルに応募しようとする者は、本公募型プロポーザルの公告の日から企画提案 書の提出期限の日までの間のいずれの日においても、次のすべての要件を満たすこと。

(1) 単体企業の場合

- ア 日本国内に本店を有する法人その他の団体(以下「法人等」という。)であること。
- イ 過去10年以内(平成19年4月1日以降)に本件と同様の業務又は民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。)に基づく事業等の民間活力導入可能性調査業務を国又は地方公共団体から元請として受注した実績があり、かつ、その実績を確認及び証明できる契約を2件以上有する者であること。なお、実績については、現在業務実施中のものも含むものとし、本店、支店又は営業所等を問わず、事業者全体としての実績を含むものとする。
- ウ 別紙の業務委託仕様書で定める委託業務について、専門技術者等充分な業務遂行能力を有し、適 正な執行体制を有していること。また、本市の指示に柔軟に対応できること。
- エ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- オ 国税及び鳥取市税の滞納がないこと。
- カ 鳥取市入札参加資格者指名停止措置要綱(平成25年4月1日制定)に基づく指名停止の措置(同 要綱附則第4項の規定による指名停止措置を含む。)を受けている者でないこと。
- キ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。
- ク 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第3条又は第4条の 規定に基づき都道府県公安委員会が指定した暴力団の構成員を役員、代理人、支配人その他の使用 人又は入札代理人として使用している者でないこと。
- (2)業務共同体の場合

- ア 業務共同体のすべての構成員が日本国内に本店を有する法人等であること。
- イ 業務共同体の構成員のうち1者以上は、過去10年以内(平成19年4月1日以降)に本件と同様の業務又はPFI法に基づく事業等の民間活力導入可能性調査業務を国又は地方公共団体から元請として受注した実績があり、かつ、その実績を確認及び証明できる契約を2件以上有する者であること。なお、実績については、現在業務実施中のものも含むものとし、本店、支店又は営業所等を問わず、事業者全体としての実績を含むものとする。
- ウ 各構成員の出資比率は、それぞれ30%以上とする。
- エ 代表者は、その出資比率が異なる場合は出資比率の大きい者とし、出資比率が同じ場合は構成員によって決定された者とする。
- オ 各構成員は、本件入札において他の業務共同体の構成員となることができない。
- カ 別紙の業務委託仕様書で定める委託業務について、専門技術者等、充分な業務遂行能力を有し、 適正な執行体制を有していること。また、本市の指示に柔軟に対応できること。
- キ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- ク 国税及び鳥取市税の滞納がないこと。
- ケ 鳥取市入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止の措置(同要綱附則第4項の規定による指名停止措置を含む。)を受けている者でないこと。
- コ 会社更生法に基づく更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法に基づく再生手続開始の 申立てが行われた者でないこと。
- サ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第3条又は第4条の規定に基づき都道府県公安 委員会が指定した暴力団の構成員を役員、代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使 用している者でないこと。

3 募集要項等の配布

- (1)配布する書類 「鳥取市民体育館再整備事業に係る基本計画策定支援業務」企画提案募集要項、 「鳥取市民体育館再整備事業に係る基本計画策定支援業務」仕様書、様式集
- (2)配布期間 平成29年6月30日(金)から同年7月25日(火)まで
- (3)配布場所 配布資料は本市公式ウェブサイト (http://www.city.tottori.lg.jp) に掲載するとともに、7の担当部局で直接配布する(鳥取市の休日を定める条例(平成元年鳥取市条例第2号第1条第1項に規定する鳥取市の休日(以下「鳥取市の休日」という。)を除く日の午前8時30分から午後5時までとする。)。

4 応募申込み

当該業務の企画提案募集への応募を希望する者は、本市に対し、下記のとおり「応募申込書」等を提出するものとする。

- (1) 受付期間 平成29年7月19日(水)から同月25日(火)までの日の午前8時30分から午後5時まで(必着)
- (2)受付場所 7の担当部局
- (3) 提出方法 7の担当部局へ直接持参(鳥取市の休日を除く。)又は郵送にて提出するものとし、郵送の場合は郵便書留により提出期限までの必着とする。ファクシミリ・電子メール等での提出は不可とする。

5 企画提案書の提出

当該業務の企画提案募集への応募する者は、本市に対し下記のとおり「企画提案書提出届」等によっ

て提案書を提出するものとする。

- (1) 受付期間 平成29年7月31日(月)から同年8月10日(木)までの日の午前8時30分から 午後5時まで(必着)
- (2) 受付場所 7の担当部局
- (3)提出方法 7の担当部局へ直接持参(鳥取市の休日を除く。)又は郵送にて提出するものとし、郵送の場合は郵便書留により提出期限までの必着とする。ファクシミリ・電子メール等での提出は不可とする。

6 審査方法

企画提案書の審査は、別途定める要綱に基づき設置する「鳥取市民体育館再整備事業に係る基本計画 策定支援業務企画提案選定委員会」において行い、企画提案書とプレゼンテーションの内容を別途定める 評価基準に基づき審査する。

7 担当部局

〒680-8571 鳥取市上魚町39番地

鳥取市教育委員会事務局 生涯学習・スポーツ課

(電話) 0857-20-3373· (FAX) 0857-20-3364

電子メール enjoy@city.tottori.lg.jp